

小牧市老人福祉センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月14日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第10号

## 小牧市老人福祉センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧市老人福祉センターの管理に関する規則（昭和58年小牧市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

センターの利用時間は、午前9時から午後4時30分まで（土曜日及び毎月第3日曜日にあつては、午前9時から午後8時まで）とする。

第4条第1項第1号中「日曜日」の次に「（毎月第3日曜日を除く。）」を加え、同条第2項を削る。

第4条の2中「、小牧市第2老人福祉センターについては」を削り、「ものも」の次に「センターを」を加える。

様式第1中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第2（裏）中「です。ただし、小牧市第2老人福祉センターの土曜日及び毎月第3日曜日は、午前9時から午後8時まで」を「（土曜日及び毎月第3日曜日にあつては、午前9時から午後8時まで）」に改め、「ただし、小牧市第2老人福祉センターは、毎月第3日曜日は開館します。」を削り、「（1）日曜日」の次に「（毎月第3日曜日を除く。）」を加える。

様式第3、様式第5、様式第7、様式第8及び様式第9中「あて先」を「宛先」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、様式第1、様式第3、様式第5、様式第7、様式第8及び様式第9の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の小牧市老人福祉センターの管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市老人福祉センターの管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。